

保 護 者 様

犬山市教育委員会

令和 8 年度 特別支援教育就学奨励費の申請について

犬山市では、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、学用品費や給食費などを援助する「特別支援教育就学奨励費」制度を行っています。

申請方法などの詳しい内容については、下記をご確認のうえ書類を提出してください。また、ご不明な点がございましたら、犬山市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

記

1 対象者

- ・特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
- ・通常学級に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者 ※詳細は、裏面をご確認ください。

2 申請方法

(1) 申請書類

- 全員提出が必要な書類（受給を辞退する場合も提出が必要です）
 - ・特別支援教育就学奨励費受給申請書兼辞退届

- 添付書類（次に該当する方は、書類を提出してください）

対象者	必要となる書類
通常学級に就学する児童生徒のうち、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する方	裏面の判定基準に応じて、必要書類を提出してください。
令和 8 年 1 月 2 日以降に犬山市へ転入した方	「令和 8 年度課税証明書」 ※前住所地の市町村で取得できます ※同一世帯で、令和 7 年 1 月～12 月までに収入のあった方全員分が必要です

(2) 申請期限

令和 8 年 7 月 15 日（水）

(3) 申請先

就学する小中学校

【参考】

特別支援教育就学奨励費の対象となる方

犬山市に住所があり、市内の小中学校に就学する児童生徒の保護者の方で、次のいずれかに該当する方。

(1) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

(2) 通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

注意

認定には、申請者世帯の所得状況を確認し、同一世帯の方全員（※）の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。所得基準は、世帯構成により異なります。

※「同一世帯の方全員」というのは、住民票の世帯を別としている場合であっても生計を一としている方は同一世帯とみなします。

【判断基準】

区分	障害の程度 (学校教育施行令第22条の3の規定による基準)	判定方法	必要書類
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難(※1)な程度のもの	①身体障害者手帳の等級が2級以上のもの	①身体障害者手帳の写し
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	②身体障害者手帳の等級が3～6級のもののうち、左の基準に該当すると医師が診断したもの	②身体障害者手帳の写し、医師の診断書(犬山市指定様式)
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	療育手帳の判定がAのもの	療育手帳の写し
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行(※2)、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	①身体障害者手帳の等級が2級以上のもの ②身体障害者手帳の等級が3～6級のもののうち、左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②身体障害者手帳の写し、医師の診断書(犬山市指定様式)
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療(※3)又は生活規制(※4)を必要とする程度のもの 2 身体虚弱的状態が継続して生活規制(※4)を必要とする程度のもの	左の基準に該当すると医師が診断したもの	医師の診断書(犬山市指定様式)

※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。

※2 歩行には、車いすによる移動は含まない。

※3 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。

※4 疾患により、運動や日常の諸活動(歩行、入浴、読書、学習等)及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

【担当課】

犬山市教育委員会 学校教育課(市役所3階)

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

電話:0568-44-0358(直通) FAX:0568-44-0372 E-mail:070200@city.inuyama.lg.jp